



令和4年就業構造基本調査における調査対象名簿の紛失等について

令和4年10月1日を調査期日として実施している「令和4年就業構造基本調査」において、調査員が自宅内で、調査対象者の住所・氏名等が記載された調査対象名簿、全3枚中1枚を紛失、また1世帯へ調査票を誤配布する事案が発生しました。

今後は、このような事案が発生しないよう、調査員への指導と注意喚起を徹底してまいります。

なお、本件については、統計法施行令で統計調査員の指導監督は市町村長が行うこととなっているため、呉市から発表するものです。

1 紛失した書類

- ・調査対象名簿 1枚
(5世帯の世帯主名・住所・15歳以上の世帯人数の記載あり)

【参考】

- ・目的
就業構造基本調査は、国民の就業・不就業の状態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的として5年に1回実施する。
- ・調査対象：呉市内60調査区 900世帯
- ・調査員：60名
呉市からの推薦により広島県が委嘱した非常勤公務員
- ・調査対象名簿（様式）：別添のとおり

